

# 佐世保工業高等専門学校建設コンサルタント選定委員会規則

(平成23年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 建設工事に係る調査及び設計等の業務を佐世保工業高等専門学校契約担当役がプロポーザル方式によって、建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、技術的に最適なものを特定するための調査審議を実施するため、建設コンサルタント選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- 一 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定
- 二 技術提案書の提出を求める者の選定
- 三 技術提案書を特定するための評価基準
- 四 技術提案書の特定

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員を持って組織するものとする。

- 一 事務部長
  - 二 総務課長
  - 三 総務課課長補佐(財務担当)
  - 四 経理係長
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、事務部長を持って充てるものとする。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となるものとする。
- 3 委員長が欠席のときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行するものとする。

(委員会の事務)

第5条 委員会の事務は、総務課において行う。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年10月21日から施行し、平成26年10月1日から適用する。